

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第 69号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）を踏まえて国民健康保険法施行令の一部が改正されることに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 基礎賦課額及び介護納付金賦課額の上限額の改定

次のとおり、保険料の基礎賦課額及び介護納付金賦課額の上限額を改定することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
基 礎 賦 課 額	610,000円	630,000円
介 護 納 付 金 賦 課 額	160,000円	170,000円

2 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額の改定

次のとおり、保険料の賦課額のうち、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額を改定することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
第17条の2第1項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に280,000円を乗じて得た金額を加算した額	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に285,000円を乗じて得た金額を加算した額
同条第2項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に510,000円を乗じて得た金額を加算した額	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に520,000円を乗じて得た金額を加算した額

注 「被保険者等」とは、被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。）をいう。

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 69 号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第11条ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第14条の9ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第2項中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)